

消毒用アルコールは正しく取り扱きましょう！

1 はじめに

手指等の消毒のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えました。

消毒用のアルコールには「危険物」に該当するものもあり、取扱いを誤ると火災等を引き起こすおそれがありますので、十分な注意が必要です。

「消毒用アルコールによる火災の危険性」について映像を公開しています。



引火の危険性について
(東京消防庁公式チャンネルより)

2 消毒用アルコールの取扱い

消毒用アルコールの適正な取扱いのポイントは、次の3点になります。また、ウォッカ等のアルコール濃度の高い酒類にも同様の危険性があります。

★ 火気の近くでは使用しないようにしましょう。

手指消毒に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性の蒸気が発生するため、火源があると引火するおそれがあります。

消毒用アルコールのボトルはコンロなどの火気に近づけないでください。たばこを吸いながら使用しないでください。



★ 詰替えを行う場所では換気を行いましょ。

消毒用アルコールの詰替えを行うときは可燃性の蒸気が発生するおそれがあります。この可燃性の蒸気は空気より重く、低い所にたまりやすい性質があります。

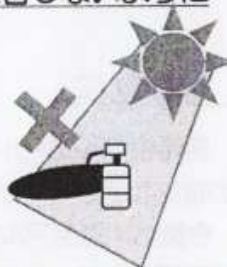
消毒用アルコールの詰替えを行う時は、通気の良い場所など換気ができる場所を選び、可燃性の蒸気が溜らないようにしましょう。



★ 直射日光が当たる場所や、高温になる場所に保管しないようにしましょう。

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所や高温になる場所に保管すると、熱せられることで可燃性蒸気が発生し火災に至る可能性があります。

直射日光が当たる場所や、高温になる場所に保管しないようにしましょう。



3 消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについて

消毒用アルコールは、アルコールの濃度が60%以上（重量%）の製品が危険物に該当します。（酒類等のアルコール度数表示は、体積%による表示のため、危険物に該当するか判断するためには、体積%から重量%に変換する必要があります。一般的に酒類等は度数約67度（体積%）以上から危険物に該当すると考えられます。）

【消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取扱いをする場合の規制】

危険物に該当する消毒用アルコールは、消防法では「第四類・アルコール類」に分類され、貯蔵・取扱いする数量に応じて許可申請または届出が必要となりますので、一定量以上のアルコール類を保管される方はご注意ください。

貯蔵・取扱う数量	届出・許可申請の有無
80L未満	届出・許可申請の必要はありません
80L以上 400L未満	届出が必要です
400L以上	許可申請が必要です

※左記の届出又は許可申請の他、一定規模以上の百貨店等の物品販売店舗や飲食店等では、危険物に該当する消毒用アルコールの持ち込みが禁止される場合があり、持ち込むには申請を行い、消防署長の承認を受ける必要があります。

4 容器の表示について

消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールは容器への「表示」が義務づけられています。

【表示項目】

- ① 危険物の品名
：第四類・アルコール類
- ② 危険等級：危険等級Ⅱ
- ③ 化学名：エタノール
- ④ 水溶性（第四類のうち、水溶性の危険物の場合のみ表示しています。）
- ⑤ 危険物の数量：〇〇L
- ⑥ 危険物の類別に応じた注意事項
：火気厳禁

【表示項目の緩和について】

500mL以下の容器の場合は一部表示項目が緩和されている場合があります。

消毒用アルコールの容量	①危険物の品名 ②危険等級 ③化学名 ④水溶性	⑤危険物の数量	⑥危険物の類別に応じた注意事項
500mLを越える	○	○	○
500mL以下	通称名 ※1	○	同一の趣味を有する他の表示 ※2

凡例 ○：表示の義務あり

※1 通称名の例として「消毒用アルコール、消毒用エタノール」等があります。

※2 同一の意味を有する他の表示の例として「火に近づけない」等があります。

5 おわりに

消毒用アルコールで手指を消毒することは、感染症対策のための有効な手段ですが、取扱いを間違えると事故につながります。

今後も消毒用アルコールを使用する機会があると思いますが、消毒用アルコールの適正な取扱いを今一度ご確認ください。

また、ご不明な点があれば、最寄りの消防署にお問合せください。



問合せ先：東京消防庁北多摩西部消防署 東大和市上北台1-956-1

電話：042 (565) 0119 (代)